

議案第 1 1 号

城陽市水道事業給水条例及び城陽市公共下水道使用料条例
の一部改正について

城陽市水道事業給水条例及び城陽市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出
(2024年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市水道事業給水条例及び城陽市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例

(城陽市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 城陽市水道事業給水条例(昭和39年城陽市条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p>(給水装置の指定)</p> <p>第9条の2 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置について、その構造及び材質を指定することができる。</p> <p>(工事の申込み)</p> <p>第10条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の申込みにより管理者が必要と認めるときは利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</p> <p>(工事の施行)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が第9条第1項に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>3 第1項の規定により指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事は、あらかじめ管理者の設計審査を受けなければならない。この場合</p>	<p>(給水装置の指定)</p> <p>第9条の2 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行うことができるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター(以下「メーター」という。)までの間の給水装置について、その構造及び材質を指定することができる。</p> <p>(工事の申込み)</p> <p>第10条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 管理者は、前項の場合において必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</p> <p>(工事の施行)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が第9条第1項に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>3 第1項の規定により指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事は、あらかじめ管理者の設計審査を受けなければならない。この場合</p>

において、管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

4・5 略

(水道メーターの設置)

第18条 水道メーター（以下「メーター」という。）は管理者が給水装置に容易かつ適正に計量ができる場所を指定し設置する。

2 給水装置の所有者および水道の使用者（以下「使用者」と総称する。）は前項のメーターの設置に同意するものとする。

(メーターの保管)

第19条 メーターは使用者に保管させる。

2 使用者はメーターを善良に管理しなければならない。

3 使用者は前項の管理を怠つたためメーターを亡失又は毀損したときはその損害を弁償しなければならない。

(料金)

第27条 料金は、前の定例日（管理者の定めた基準日をいう。以下同じ。）の翌日から次の定例日（前の定例日が属する月から2月後の月の定例日をいう。）までの期間（以下「期」という。）につき次の表に定める基本料金及び従量料金の合計額に消費税等相当額を加えた額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

料率		基 本 料 金	従量料金（使用水量1m ³ につき）							
用 途	区 分		2 0 m ³ ま で	2 1 m ³ か ら	4 1 m ³ か ら	6 1 m ³ か ら	8 1 m ³ か ら	1 1 m ³ か ら	2 1 m ³ か ら	5 0 m ³ か ら 以 上
			0	1	1	1	1	0	0	0
			0	1	1	1	1	0	0	0
			0	1	1	1	1	0	0	0
			0	1	1	1	1	0	0	0
			0	1	1	1	1	0	0	0
			0	1	1	1	1	0	0	0
			0	1	1	1	1	0	0	0
			0	1	1	1	1	0	0	0
			0	1	1	1	1	0	0	0

において、管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

4・5 略

(メーターの設置場所の指定)

第18条 メーターの設置場所は、管理者が容易かつ適正に計量することができる場所を指定する。

(メーターの保管)

第19条 設置されたメーターは、水道の使用者（以下「使用者」という。）に保管させる。

2 使用者は、メーターを善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 使用者は、前項に規定する管理を怠つたためメーターを亡失し、又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(料金)

第27条 料金は、前の定例日（管理者の定めた基準日をいう。以下同じ。）の翌日から次の定例日（前の定例日が属する月から2月後の月の定例日をいう。）までの期間（以下「期」という。）につき次の表に定める基本料金及び従量料金の合計額に消費税等相当額を加えた額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

料率		基 本 料 金	従量料金（使用水量1m ³ につき）							
用 途	区 分		2 0 m ³ ま で	2 1 m ³ か ら	4 1 m ³ か ら	6 1 m ³ か ら	8 1 m ³ か ら	1 1 m ³ か ら	2 1 m ³ か ら	5 0 m ³ か ら 以 上
			0	1	1	1	1	0	0	0
			0	1	1	1	1	0	0	0
			0	1	1	1	1	0	0	0
			0	1	1	1	1	0	0	0
			0	1	1	1	1	0	0	0
			0	1	1	1	1	0	0	0
			0	1	1	1	1	0	0	0
			0	1	1	1	1	0	0	0
			0	1	1	1	1	0	0	0
			0	1	1	1	1	0	0	0

			まで	まで	まで	m ³ まで	0 m ³ まで	0 0 0 m ³ まで				まで	まで	まで	m ³ まで	0 m ³ まで	0 0 0 m ³ まで			
一般用	1	2	4	1	1	2	2	3	2	一般用	1	2	5	1	1	2	2	3	3	3
	3	, 0	円	1	6	1	4	7	0		3	, 4	円	3	9	6	9	3	7	3
	ミ	0		円	0	0	0	0	0		リ	5		円	5	0	5	0	0	0
	メ	0									メ	0								
	ー	0									ー	0								
	ト	0									ル	0								
	ル	0									ル	0								
		2										2								
		, 4										, 9								
		0										0								
		0										0								
		円										円								
		2										3								
		, 6										, 2								
		0										0								
		0										0								
		円										円								
		2										3								
		, 8										, 2								
		5										0								
		, 5										, 7								
		0										4								
		0										0								
		円										円								
		4										2								
		, 1										, 2								
		0										0								
		1										0								
		円										円								
		4										5								
		, 1										, 0								
		0										0								
		1										0								
		円										円								

ミ リ メ ー ト ル	, 3 0 0 円
7 5 ミ リ メ ー ト ル	1 1 3 , 6 0 0 円
1 0 0 ミ リ メ ー ト ル	2 2 0 , 8 0 0 円
1 5 0 ミ リ メ ー ト ル	6 1 2 , 7 0 0 円
2 0 0 ミ リ メ ー ト	1 , 1 3 9 , 9 0

ミ リ メ ー ト ル	, 7 6 0 円
7 5 ミ リ メ ー ト ル	1 3 9 , 6 1 0 円
1 0 0 ミ リ メ ー ト ル	2 7 1 , 3 6 0 円
1 5 0 ミ リ メ ー ト ル	7 5 3 , 0 1 0 円
2 0 0 ミ リ メ ー ト	1 , 4 0 0 , 9 4

第9条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

第9条 管理者は、非常災害があったとき、漏水があったとき、公益上必要があるときその他特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年(2024年)4月1日から施行する。ただし、第1条中城陽市水道事業給水条例第27条の改正規定及び次項の規定は、同年8月1日から施行する。

(水道料金に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の城陽市水道事業給水条例第27条の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後の水道メーターの検針(以下「検針」という。)により算定する水道料金について適用する。ただし、同日前から継続して水道を使用している者に係る同日以後最初の検針により算定する水道料金については、なお従前の例による。

(予納金に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の前日に給水装置(城陽市水道事業給水条例第3条に規定する給水装置をいう。以下同じ。)の使用の開始の届出をした者に係る第1条の規定による改正前の城陽市水道事業給水条例(以下「改正前の給水条例」という。)第33条に規定する予納金については、なお従前の例による。
- 4 改正前の給水条例第33条の規定により納付された予納金は、還付するものとする。ただし、当該予納金に係る給水装置の使用による水道料金であって支払期限を過ぎて未納となっているものがあるときは、当該予納金の全部又は一部を当該水道料金に充てることができる。
- 5 前項本文の規定により予納金を還付する場合において、当該還付金には、利息を付さない。

提案理由

経営の安定及び市民の利便性の向上等を図るため、関係する条例について水道料金の改定等、所要の改正を行いたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項及び第244条の2第1項並びに水道法（昭和32年法律第177号）第14条第1項及び第16条の2第3項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

（分担金等に関する規制及び罰則）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2・3 略

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～11 略

水道法（抜粋）

（供給規程）

第14条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2～7 略

（給水装置工事）

第16条の2 略

2 略

3 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

参考資料

城陽市水道事業給水条例及び城陽市公共下水道使用料条例
の一部改正条例要綱

1 水道料金の改定（城陽市水道事業給水条例第27条関係）

(1) 改正の概要

将来においても持続して安定した経営を確保するとともに、城陽市水道事業ビジョン（中間見直し版）の実現性を確保するため、水道料金を次のように改正する。

ア 基本料金（税抜）

区分	旧料金	新料金
13ミリメートル	2,000円	2,450円
20ミリメートル	2,400円	2,940円
25ミリメートル	2,600円	3,200円
40ミリメートル	18,500円	22,740円
50ミリメートル	41,300円	50,760円
75ミリメートル	113,600円	139,610円
100ミリメートル	220,800円	271,360円
150ミリメートル	612,700円	753,010円
200ミリメートル	1,139,900円	1,400,940円

イ 従量料金（使用水量1[㎡]につき）（税抜）

用途	区分	旧料金	新料金
一般用	20 [㎡] まで	40円	50円
	21 [㎡] から40 [㎡] まで	110円	135円
	41 [㎡] から60 [㎡] まで	160円	195円
	61 [㎡] から80 [㎡] まで	210円	260円
	81 [㎡] から100 [㎡] まで	240円	295円
	101 [㎡] から200 [㎡] まで	270円	330円
	201 [㎡] から5,000 [㎡] まで	300円	370円
	5,001 [㎡] 以上	270円	330円

工事用又は臨時用に使用する場合	720円	885円
-----------------	------	------

(2) 施行期日

令和6年(2024年)8月1日

2 予納金の廃止(城陽市水道事業給水条例第33条関係)

(1) 改正の概要

予納金とは、水道料金の保証金的な性格を有するもので、城陽市水道事業給水条例に基づく額を水道の開栓時に使用者から預かっているが、水道開栓時における市民等の利便性向上を図るため、制度を廃止するもの。

(2) 施行期日

令和6年(2024年)4月1日

3 減免制度の改正(城陽市水道事業給水条例第37条及び城陽市公共下水道使用料条例第9条関係)

(1) 改正の概要

水道料金及び下水道使用料について、非常災害又は漏水があった場合の減免に関する取扱いを明確にするため、別途、城陽市水道事業給水条例施行規程(昭和50年城陽市水道事業管理規程第3号)及び城陽市公共下水道使用料条例施行規程(平成20年城陽市公営企業管理規程第6号)の一部を改正することとし、文言を整理するもの。

(2) 施行期日

令和6年(2024年)4月1日

4 水道行政に関する権限の移管(城陽市水道事業給水条例第10条及び第11条関係)

(1) 改正の概要

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第36号)の施行に伴い、水道行政に関する権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されるため、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改正するもの。

(2) 施行期日

令和6年(2024年)4月1日

5 その他

その他、規定の文言等を整理するもの。